



大規模災害時における小型無人機による情報収集に
関する協定書



平成30年7月27日

鈴 鹿 市

一般社団法人 災害対策建設協会 JAPAN 47

大規模災害時における小型無人機による情報収集に関する協定

鈴鹿市（以下「甲」という。）と一般社団法人災害対策建設協会 JAPAN 47（以下「乙」という。）とは、甲から乙に対する協力要請に基づいて、大規模災害時における小型無人機による情報収集に関して、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の区域内で大規模災害が発生し、被災状況の確認等が困難である場合、二次災害等の危険がある場合等において、乙の所有する小型無人機を利用した情報収集活動に関して、必要な事項を定めるものとする。

（対象とする災害）

第2条 この協定の対象とする大規模災害とは、風水害、地震その他の災害とする。

（協力要請）

第3条 甲は、大規模災害が発生した場合において、情報収集活動のため必要であると認めた場合は、乙に対し、小型無人機の出動を要請することができる。

（業務の実施）

第4条 操縦者を指揮する乙の現場責任者は、甲の指定する現場指揮責任者の指揮のもとに情報収集活動を行うものとする。

（業務期間）

第5条 この協定による業務の期間は、甲の指定する現場指揮責任者が情報収集活動の終了を告げたとき又は小型無人機による情報収集活動の続行が不可能となったときとする。

（費用の請求）

第6条 原則として無償にて行うものとする。

（連絡責任者）

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては市危機管理部長、乙においては一般社団法人災害対策建設協会 JAPAN 47 東海ブロック理事とする。

(訓練の実施)

第8条 本協定の実効性を確保するために、甲は乙に対し、甲が主催する防災訓練等への参加を要請することができる。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の前1か月までに、甲又は乙から何らかの意思表示のないときは、当該有効期間満了の日の翌日から更に1年間更新されたものとみなす。その後においても、同様とする。

(疑義等の決定)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義の生じた事項については、必要に応じて、甲、乙協議の上、決定するものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成30年7月27日

甲 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号

鈴鹿市

鈴鹿市長

末松則子



乙 東京都港区港南四丁目2番7号

一般社団法人 災害対策建設協会 JAPAN47

代表理事

杉本裕典

